平成２３年（フ）第１０号
愛媛県大洲市春賀甲923番地１
債務者　深部　静代
１　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月13日午前11時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第１２号
愛媛県大洲市菅田町宇津甲1282番地１
債務者　川本　悦子
１　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第１５号
愛媛県八幡浜市1460番地83　河野アパート
債務者　大政志万子
１　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月13日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第３８号
釧路市鳥取大通３丁目20番17号
債務者　三上　浩美
１　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３４１５号
東京都杉並区天沼１丁目14―11―12
債務者　矢崎　英介
１　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４７５号
東京都江東区潮見１丁目20―11
債務者　藤田　敏一
１　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４７６号
東京都世田谷区北烏山６丁目32―20　ラフィネ杉田３―103
債務者　原田　英一
１　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４８３号
東京都台東区千束２丁目16―３―401
債務者　門脇　正典
１　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４８４号
東京都港区南麻布３丁目12―３―405
債務者　油井　令子
１　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４８９号
東京都杉並区清水３丁目31―15―305
債務者　石井　　誠
１　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４９５号
東京都三鷹市下連雀６丁目８―39―102
債務者　岩本　　寛
１　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４９６号
東京都江戸川区平井５丁目14―12―203
債務者　田中　勝範
１　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４９７号
東京都青梅市師岡町４丁目９―12―202
債務者　曽根原順子
１　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４９９号
東京都世田谷区上馬５丁目16―18
債務者　若山　誉洋
１　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５００号
埼玉県ふじみ野市大井770―７―102
債務者　上野　　透
１　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５０５号
東京都江戸川区鹿骨５丁目28―12　Ｂ棟201
債務者　紙本　　勝
１　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部